

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 7月24日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

(1) 7月27日（月）午後10時より、アタカマ州コピアポ市、バルパライソ州ラ・カレラ市、ラ・クルス市、首都圏州イスラ・デ・マイポ市に対し、8月3日（月）午後10時まで7日間の義務的自宅待機措置を発令する。

(2) 7月28日（火）午前5時より、首都圏州サンティアゴ市ラ・レイナ区、ラス・コンデス区、ロ・バルネチエア区、ニュニョア区、ビタクラ区、首都圏州コリナ区、ティルティル区、バルパライソ州サン・アントニオ市、サン・フェリペ市において移行期（規制緩和計画第2段階）が開始される。これにより平日の義務的自宅待機措置が解除される（夜間の外出禁止は継続）ほか、社会活動に関して室内では5人以下、屋外では10人以下の集会が解禁される。

(3) アラウカニア州において再開初期（同計画第3段階）が開始される。

(4) 7月24日（金）午後10時まで以下の地域に対し発令されていた義務的自宅待機措置を7日間延長し、7月31日（金）午後10時までとする。

（対象地域：首都圏州サンティアゴ市（Provincia）のうち、上記（2）の5地区を除く全地区（27地区）及び首都圏州9区（サンティアゴ市に近接するサン・ベルナルド区、ブイン区、プエンテ・アルト区、パドレ・ウルタド区、ランパ区、ペニャフロール区、メリピージャ区中心部、クラカビ区中心部、サン・ホセ・デ・マイポ区中心部）、カレラ・デ・タンゴ市、エル・モンテ市、タラガンテ市、アントファガスタ州アントファガスタ市中心部、カラマ市、トコピジャ市中心部、メヒジョネス市中心部、タラパカ州イキケ市、アルト・オスピシオ市、ポソ・アルモンテ市中心部、バルパライソ州バルパライソ市、ビーニャ・デル・マル市、キジョタ市、ロス・アンデス市、オイギンス州ランカグア市、マチャリ市、グラネロス市、レンゴ市、マウレ州クリコ市中心部、アリカ・パリナコタ州アリカ市中心部、）

2 7月24日時点で、チリ国内では341,304名（死亡者8,914名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・ チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・ チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・ チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・ 当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html